



令和7年10月2日

兵庫労働局長
金 成 真 一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山 口 隆 英

兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月18日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。